

平成30年度当初予算編成要領

1 基本方針について

(1) 本県を取り巻く環境

我が国の総人口は、平成23年以降、減少が続いている一方、65歳以上の高齢者人口は引き続き増加しており、世界的にも類を見ない超高齢社会を迎え、生産力の低下に加え、消費の減少、社会保障費関係費の増大、介護医療従事者の不足など、様々な課題が浮き彫りとなっている。

こうした中、本県においては、平成27年3月に「滋賀県基本構想」を、また、これを推進するためのエンジンとして、平成27年10月に「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定し、時代の潮流や本県が直面する課題に、的確に対応すべく、効果的・効率的な施策の展開を図っているところである。

経済・社会が成熟し、かつてのような経済成長が望めなくなる中、先人が築き上げた滋賀の強みを活かし、それを磨き上げることにより、基本構想に掲げる「新しい豊かさ」を具現化し、誰もが将来への夢や希望を持ち、豊かさや幸せが実感できるよう、着実に施策を展開していく必要がある。

(2) 本県の財政状況

平成27年6月に示された国の「経済・財政再生計画」においては、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度（平成30年度）までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」とされている一方、「歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また、地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。」とされ、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」においても、「「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進める。」とされているところである。こうした国の地方財政に対する考え方を踏まえれば、近年県税収入は増加傾向にあるものの、県税収入に地方交付税などを合わせた一般財源の総額については、その伸びを期待することはできない。

一方、歳出面においては、高齢化などに伴う社会保障関係費の増加などにより、県の裁量が効きにくい義務的な経費の増加が見込まれている。加えて、平成36年に開催が予定されている国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備をはじめとする大規模事業や、「公共施設等マネジメント基本方針」に基づく公共施設等の老朽化対策の計画的な推進などに伴う多額の財政需要にも対応していく必要がある。

本年6月に公表した今後の財政収支見通しでは、このまま何の対策も講じなければ、平成30年度以降、毎年度100億円以上の財源不足が生じる見込みであり、平成37年度には財源不足が累積で1,000億円を超えるという大変憂慮すべき状況が想定される状況となっていることから、今後においては、こうした状況を踏まえ、従

来にも増して将来を見据えた財政運営を行っていく必要がある。

(3) 平成30年度当初予算編成に向けて

平成30年度は、滋賀県基本構想と滋賀県行政経営方針の計画期間の最終年度であり、総仕上げに向け、これまでの取組を土台として、具体的な成果につなげていく重要な年度となる。

予算編成に当たっては、基本構想において基本理念として掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現に向け、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」をエンジンとして、国や市町と連携しつつ、県民をはじめとする多様な主体との協働のもと、「新しい豊かさ」を具現化すべく、全庁を挙げて取り組むこととする。

同時に、こうした取組の着実な推進や県民福祉向上のために必要な行政サービスを今後も安定的に提供していくためには、持続可能な財政基盤の確立が不可欠である。

本年6月に財政収支見通しと併せて示した「今後の財政運営の基本的な考え方」に基づく取組の初年度として、中長期的な観点から、財政健全化に向けた取組を着実に進めていくこととする。

2 基本的な考え方について

(1) 4つの視点に重点を置いた戦略的な施策構築

「平成30年度に向けた施策構築について（平 29. 8. 4 付け滋企調第 205 号知事通知）」において、平成30年度は、滋賀県基本構想の計画期間の最終年度であり、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を中心に、具体的な成果につながる施策を効果的に進めていくとともに、滋賀の未来創りにも取り組んでいくこととしている。

併せて、琵琶湖を活かした地域の魅力向上とそれを支える経済基盤の強化、さらには世界共通の目標であるSDGsの取組を進め、「琵琶湖新時代」を築いていく。

施策構築に当たっては、次に掲げる4つの視点に重点を置きながら、社会経済情勢の変化等を踏まえ、検討するとともに、職員一人ひとりが県益・県民益を念頭に置きつつ、創意・工夫に努めることとする。とりわけ、「健康で拓く滋賀の未来」および「データ活用をはじめとしたICT戦略の推進」については、重視すべき部局横断的な課題として取り組む。

併せて、客観的データに基づく事業効果の検証を十分に行うことにより、より効果的な施策展開を行うことができるよう取り組むこととする。

- ①だれもが健康で、活躍する社会づくり
- ②若者の希望を叶える社会づくり
- ③新たな価値の創造・発信
- ④琵琶湖や山と人々の暮らしとのつながりの再生

(2) SDGsの視点に基づく施策構築

施策構築に当たっては、SDGsの17の目標と169のターゲットをもとに、持続可能な滋賀の実現に向け、幅広い視点から新たな施策の展開や事業創出を目指すとともに、既存の仕組みや枠組みについても必要な見直しに取り組むこととする。

また、多様なステークホルダーとのパートナーシップを重視しながら、以下のとおり取り組む。

①SDGsの普及促進

SDGsを普及させ、地域の主体的な取組がさらに広がっていくための取組

②SDGsの目標達成に寄与する取組

滋賀の持つ強みを活かし、伸ばしていくことで、持続可能な開発に向けた国内外のモデルとなる地域の実践的取組の創出

(3) 財政健全化の推進

予算編成においては、今後見込まれる厳しい財政状況を踏まえ、「今後の財政運営の基本的な考え方」の中で示した一歩踏み込んだ「行財政改革」の取組を歳入・歳出両面から検討し、その具体化を図ることとする。

歳入面においては、地域経済の活性化等による県税収入の安定確保はもとより、国からの財源獲得やネーミングライツ等の外部資金の導入、未利用県有空間の処分・有効活用など様々な観点から検討を行い、充実強化を図る。

また、歳出面においては、これまで以上に選択と集中の徹底を図り、事業効果を踏まえた既存事業の見直し等を行うことにより、平成29年度当初予算における事業費削減額以上の収支改善に取り組む。

併せて、今後実施予定の大規模事業については、検討中のものも含め、個々の事業の実情と県全体の状況の双方を勘案し、事業の優先度、必要度、重要度、計画の内容、調整の熟度等を見極めながら、精査を行う。

また、2月補正や決算において毎年度多額に生じている歳出不用については、効率的な予算執行の結果生じている面もあるが、限られた財源を効果的・効率的に活用する観点から、予算見積りにおいて積算や事業量等を一層精査し、その縮減に努めるものとする。

<予算編成にあたって留意する点>

○国の動きに呼応した施策の推進と国の施策・制度の活用

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」および「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づく地方創生に向けた多様な支援をはじめとして、社会保障の充実策や一億総活躍社会の実現にむけた取組、働き方改革による成長と分配の好循環の実現に向けた取組など、県政を推進する上で重要な施策について議論されているところである。

施策構築においてはもちろんのこと、年間を通じて、国のこうした動きを的確に捉え、これに呼応した施策を推進するとともに、国の施策や制度については、時機を逸することなく最大限活用することができるよう取り組むこととする。

特に、琵琶湖を国民的資産と位置付けた「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」に基づき本年3月に策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画」における取組については、財源の獲得を含めしっかりと国と連携を図りながら推進していくこととする。

○市町との連携強化

人口減少社会への対応や地域振興対策など県政を取り巻く様々な課題の解決を図るためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町との連携強化や適切な役割分担は必要不可欠なものである。

市町とは、日頃より情報共有を図ることはもとより、あらゆる機会を通して意見交換を行い、その意見を真摯に受け止めることにより、県民にとって、より良い行政サービスを提供できるよう、取り組むこととする。

また、市町に関係する新たな施策を実施する場合や制度改正を行おうとする場合には、対話を重ね、理解を得ることに努めることにより、施策を着実に実行することができるよう取り組むこととする。

○多様な主体との協働・連携

今後、ますます複雑化・高度化する地域課題や行政ニーズにきめ細かく対応していくためには、県民をはじめとしてNPO、企業、大学など、多様な主体と、課題を共有し、対話を重ね、共感を広げ、協働・連携していくことが重要となる。

このため、それぞれが有する資源、ネットワーク等の力を最大限に活かすことにより、本県が直面する様々な課題の解決に向け、共に取組を進めることができるよう努めることとする。

なお、多様な主体との協働・連携を進めるに当たっては、県民に「開かれた県政」の推進が不可欠であり、予算編成の各段階における情報を積極的に発信することにより、予算編成過程の透明化に引き続き取り組むこととする。

○部局間連携の徹底

「地域のことは、地域自らの権限と責任において決める」という地方分権改革を自ら担う姿勢のもと、課題に即して県庁機能を縦割り行政から横つなぎによる総合行政への転換を徹底する必要がある、平成30年度の施策構築に当たっても、部局横断的な施策構築に努めることとしている。

予算編成においても、こうした考え方を十分に踏まえ、部局の枠にとらわれない横断的な視点を常に意識し、総合戦略プロジェクト推進チームを活用するなど、部局間の緊密な連携を図ることにより、県政を取り巻く様々な課題の解決に向けて取り組むこととする。

また、類似事業の整理や政策のパッケージ化を図るとともに、事業間の相乗効果の発揮に努め、効率的かつ効果的な施策を展開できるよう取り組むこととする。

3 予算見積基準について

各部局に配分する予算要求枠については、平成29年度当初予算額を基礎として、収支改善に向けた取組を加味しながら、当然増減事業や「総合戦略・未来枠」対象事業、「協働枠」対象事業等に係る経費を踏まえるとともに、収支フレーム全体を勘案して設定する。

各部局においては、施策の具体化にあたって、配分される予算要求枠の範囲内で、各施策の優先順位を厳しく見極め、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」や「選択と集中による投資的経費の重点化」の徹底を行うとともに、引き続き内部事務経費の節減に努めるなど、経費についても十分精査の上、見積もることとする。併せて、県債の充当に当たっては、後年度の負担となることを十分に認識した上で、適切に見積もることとする。

また、次の事項に特に留意すること。

(1) 滋賀県基本構想の最終年度に向け、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略のK P Iの達成に向けた総仕上げや、滋賀の将来を形づくるために必要な芽出しとなる取組を推進するため、政策課題協議を了したのものについては、「総合戦略・未来枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

(2) 多様な主体との協働・連携を促進するため、「滋賀県協働提案制度実施要綱」および「平成29年度滋賀県協働提案制度募集要項」に基づき、次に掲げるテーマについて、多様な主体から提案を受けた事業については、「協働枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

☆対象テーマ

- ①高齢者の交通事故防止対策
- ②犯罪被害者等の多種多様なニーズに対するきめ細かな支援
- ③女性の力を活かした県産農産物を用いたアグリビジネスの創出
- ④子どもを虐待から守る「次世代育成プロジェクト」
- ⑤森林山村に眠る豊かな自然生態系の活用
- ⑥事業の成果に基づく新たな資金調達の仕組みづくり
- ⑦さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり
- ⑧豊かな森を活用した学習プログラム「森のようちえん」の普及
- ⑨地場産業等の認知度向上
- ⑩再犯防止の推進
- ⑪特殊詐欺被害防止対策

(3) 「公共施設等マネジメント基本方針」に基づき、「長期保全計画」に定める長寿命化対策事業および「更新・改修方針」に定める更新事業または改修事業を計画的に推進するため、建築物の老朽化対策に係る平成30年度当初予算編成に向けた対応について（平29.6.30付け第56号行政経営企画室長通知）による協議を了したものについては、「長寿命化等推進特別枠」を設定することにより、所要の予算額を要求できるものとする。

- (4) 県民サービスの向上に向けて、生産性が高く、ワーク・ライフ・バランスが実現された働き方を目指す、県庁における「働き方改革」の実現に資するICT活用や委託化等の取組のうち、事前に総務部との協議を了したものについては、各部局に配分する予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。
- (5) 行政経営方針に基づき、職員一人ひとりの意識を改革し、斬新で自由な発想を活かすため、「施策提案およびキラリひらめき改善運動に係る改善提案の検討について（平 29. 10. 17 付け滋行経企第 92 号行政経営企画室長通知）」に基づく協議を了したものについては、各部局に配分する予算要求枠とは別に所要の予算額を要求できるものとする。
- (6) 琵琶湖森林づくり県民税を広く有効に活用するため、その充当事業については、「平成 30 年度琵琶湖森林づくり事業の実施について（平 29. 10. 17 付け滋森政第 815 号琵琶湖環境部長通知）」による協議を了している事業とし、当該県民税の趣旨を十分に踏まえ、精査し、見積もること。
なお、当該事業を実施する場合における平成 30 年度の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。
- (7) マザーレイク滋賀応援寄附を有効に活用するため、その充当事業については、「マザーレイク滋賀応援寄附に係る事業充当について（平 29. 8. 28 付け滋企調第 213 号総合政策部長通知）」による協議を了している事業とし、当該寄附の趣旨を十分に踏まえ、精査し見積もること。
なお、当該事業を実施する場合における平成 30 年度の予算要求枠の取扱いについては、別途協議することとする。
- (8) 行政経営方針に基づき、歳入確保に積極的に取り組むこととし、企業版ふるさと納税やネーミングライツ等の増収対策に取り組むもの（未利用県有地の売却を除く）については、当該増収相当額を、別途関連する事業に充てることができるものとする。
- (9) 限られた財源の中で、効果的・効率的に施策・事業を推進する観点から、特別な事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりの創意・工夫により、行政課題の解決や県民サービスの向上を図る取組についても、人件費を含めた費用対効果に十分留意しつつ、積極的に検討することとする。

4 留意事項について

- (1) 予算編成に当たっては、本県財政に対する認識も踏まえ、後年度負担、類似事業との均衡、事務事業の効率性や効果性などの観点から、調整を行うこととする。

また、税収見積もりや、国の予算編成、地方財政対策等の動向について、その詳細が判明し、収支フレームに影響がある場合には、全庁を通じて対応することを基本に、調整することとなるので留意すること。

- (2) 基金については、その設置の趣旨、目的および残高等を勘案し、所期の目的を達したものの、残高が少額で存在意義が乏しいもの、および近年活用がなされていないものなどは、積極的に廃止、統合等を検討すること。
- (3) 企業版ふるさと納税やネーミングライツ、広告事業、自動販売機の設置に係る公募制の導入、施設の余剰スペースの貸付け、クラウドファンディングなど、様々な手法や工夫を行い、歳入確保対策により一層積極的に取り組むこと。
- (4) 県民サービス向上やコストの縮減の面で効果が期待できる場合は、アウトソーシングやPFIなど民間活力の活用について積極的に検討すること。
- (5) 働き方改革の趣旨も踏まえ、限られた人員の中にあっても、新たな県民ニーズの対応も含め、より効果的な事業の実施が可能となるよう、事業の内容や実施方法、優先順位等を十分精査すること。
- (6) 効率的な仕事ができる環境づくりを進めるため、創意工夫を凝らすことにより、資料作成や協議の効率化など予算編成事務の一層の負担軽減・効率化に努めること。

5 その他

- (1) 予算見積書の提出期限は、11月17日（金）とする。
- (2) 職員給与費に係る見積もりについては、別途通知する。
- (3) その他必要な事項等については、別途通知する。